

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しについて

○「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」（被災マンション法）：

政令で定める災害により区分所有建物が滅失した場合、多数決でその敷地に建物を再建することができること等を定めた法律

○ 阪神・淡路大震災発生を受け、平成7年に制定 → 阪神・淡路大震災に適用された

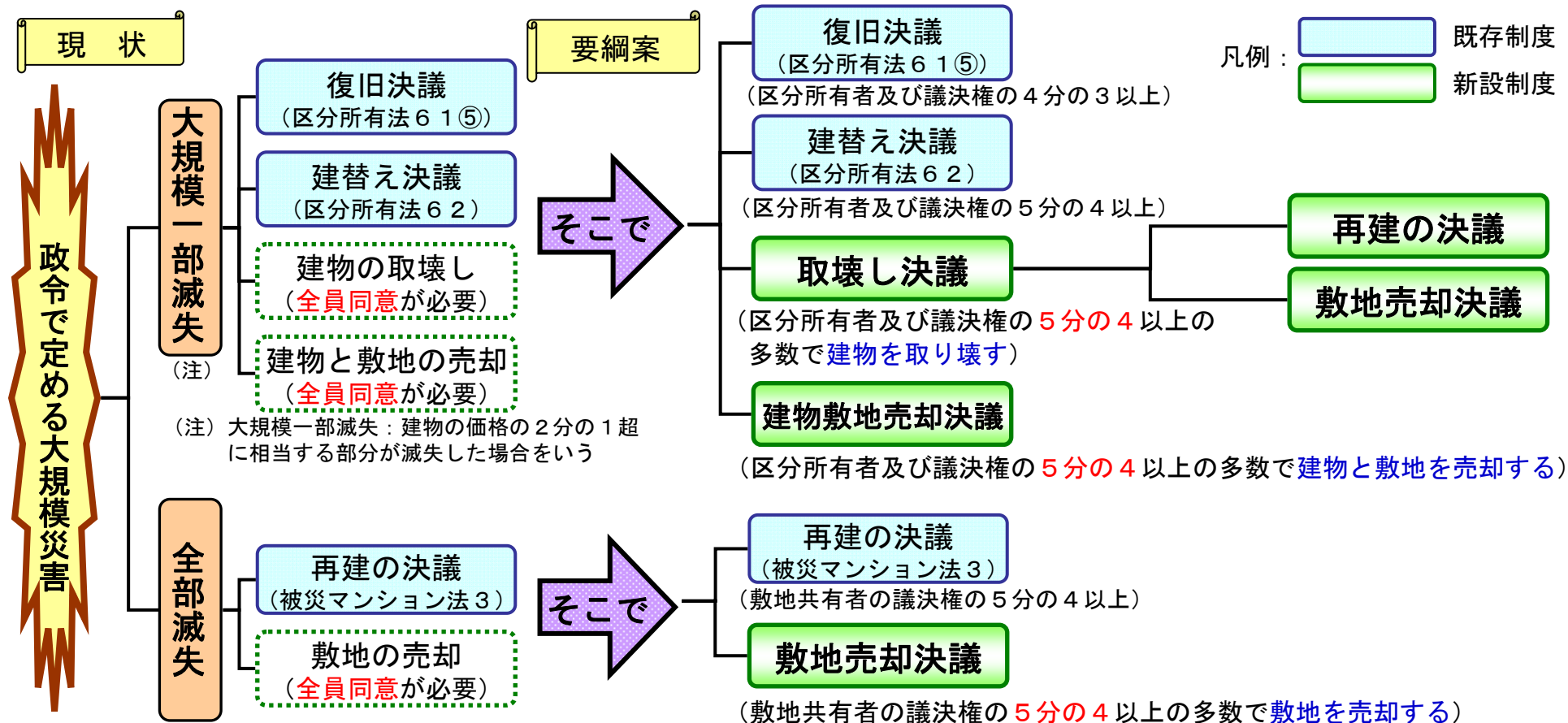
東日本大震災 ○ニーズがなく、被災マンション法は適用せず

→ もっとも、大規模一部滅失したマンションについて、区分所有者**全員の合意**により**取り壊した**事例あり

見直しの必要性が認識され、
H24. 9に法制審に諮問
(被災関連借地借家・建物区分所有法制部会を設置)

【諮問の趣旨】

今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の取壊しを容易にする制度を整備する



<ご参考>

・H25. 1. 29 法制審被災関連借地借家・建物区分所有法制部会において要綱案を決定